

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務

評価基準書

令和6年4月

岸和田市

【評価基準書】

目 次

第1章 評価基準書の位置づけ.....	1
第2章 審査の概要.....	1
2.1 審査体制.....	1
2.2 審査方法.....	1
2.3 審査の流れ.....	2
第3章 参加資格審査.....	3
3.1 参加資格の審査.....	3
3.2 結果の通知.....	3
第4章 提案審査.....	4
4.1 提案書類の確認.....	4
4.2 提案内容の審査.....	4
4.3 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定.....	8
4.4 受注候補者の決定.....	8
4.5 審査結果の通知及び公表.....	9

第1章 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、今木・赤山配水区域統合事業設計施工業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、最優秀提案者等を選定するための評価基準を示すものである。

第2章 審査の概要

2.1 審査体制

最優秀提案者等を選定するにあたり、関係行政機関の職員で構成する「今木・赤山配水区域統整合備事業設計施工業務事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の審議を経るものとする。

選定委員会は、評価基準及びプレゼンテーション等について、評価の専門性、公平性及び透明性を確保するために外部有識者の意見を聴取する。

選定委員会は、技術提案内容について評価基準書に定める評価項目及び配点表に基づき評価を行い、最優秀提案者等を選定する。岸和田市はこの結果を踏まえ、今木・赤山配水区域統整合備事業設計施工業務（以下「本業務」という。）の受注候補者を決定する。

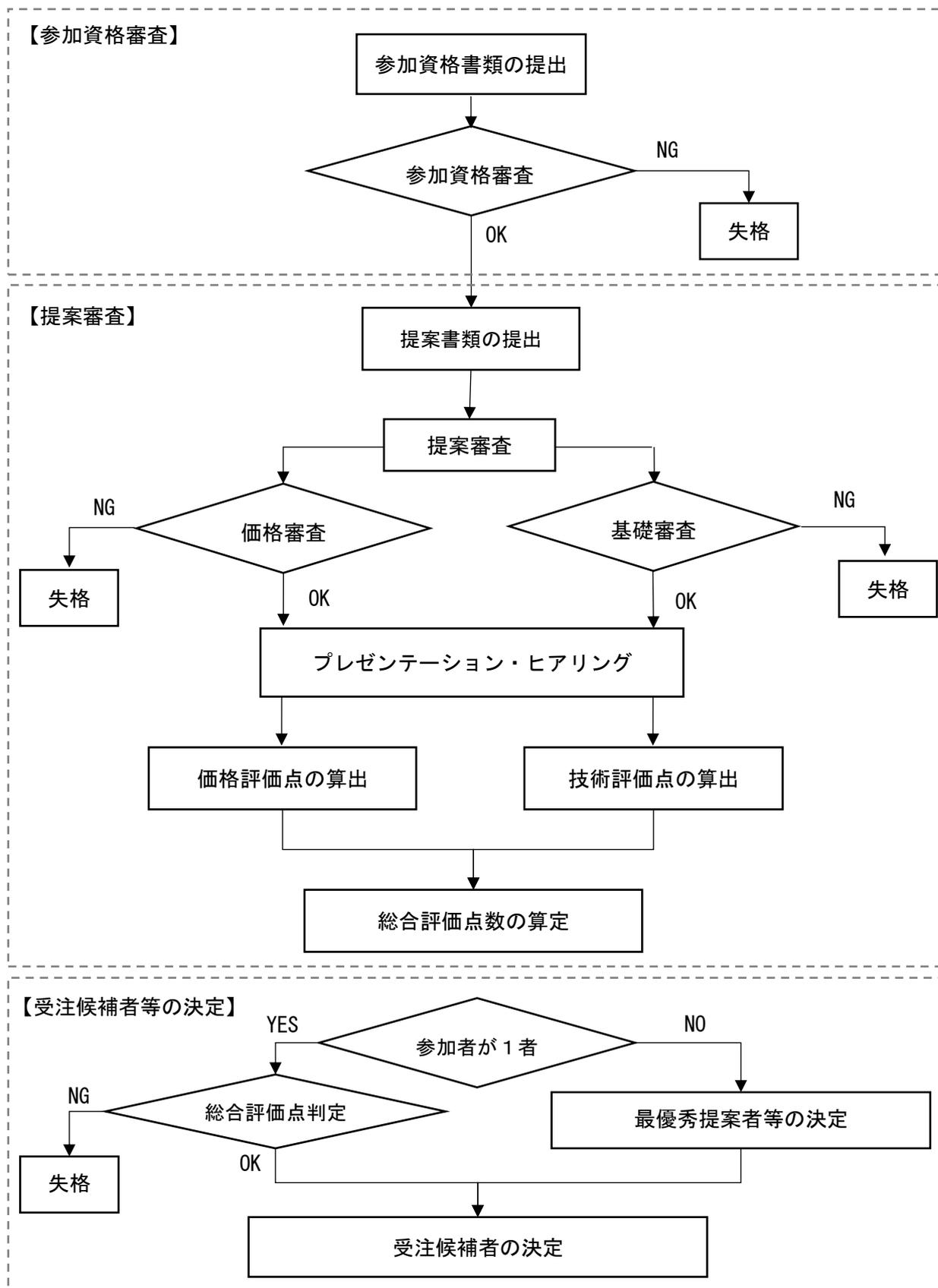
選定委員会の審査過程は、非公開とする。

2.2 審査方法

審査は、参加資格審査及び提案審査により行う。参加資格審査は、参加表明を行った者の参加資格要件（「実施要領」参照）について事務局が審査し、適格と認めた参加者について提案審査への参加を認める。提案審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等について選定委員会が審査を行う。

2.3 審査の流れ

最優秀提案者決定までの流れは、次に示すとおりである。



第3章 参加資格審査

3.1 参加資格の審査

1) 参加資格審査書類の確認

参加表明を行った者の参加資格審査書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

なお、軽微な書類の不備とは、一部書類の提出漏れ、誤字、脱字及び日付漏れである。

2) 参加資格要件の審査

参加表明を行った者の参加資格要件の有無を事務局が審査する。参加資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 3-1 参加資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
参加資格要件	実施要領「第4章4. 1～4. 6」の各項目

3.2 結果の通知

岸和田市は、参加資格審査の結果を参加者の代表企業に書面にて通知する。

第4章 提案審査

4.1 提案書類の確認

参加者から提出された提案書類が全て揃っているかを事務局が確認する。書類不備等の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

なお、軽微な書類の不備とは一部書類の提出漏れ、誤字、脱字及び日付漏れである。

4.2 提案内容の審査

1) 提案内容の審査

ア) 価格審査

参加者が提出した提案価格が、提案上限価格以内であることを事務局が審査する。提案上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が著しく低い参加者については、プレゼンテーションにおいて提案価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

イ) 基礎審査

提案価格が提案上限価格以内である参加者を対象として、技術提案内容の審査を実施する。技術提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているかを事務局が審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

ウ) 結果の通知

岸和田市は、価格審査及び基礎審査の結果を参加者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を参加者に通知する。

エ) 技術提案内容の審査

価格審査及び基礎審査後、選定委員会は、参加者ごとにプレゼンテーションを行ってもらうとともに当該参加者に対しヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は参加者の代表企業へ通知する。

① 実施時期

令和6年12月上旬 予定

② 実施場所

未定

③ 出席者

出席者（説明者）は参加者1者あたり5名までとする。また、総括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1者30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）とする。なお、プレゼンテーション時間を1分超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 実施方法

- ・プレゼンテーションは、提出された技術提案書を用いて説明を行うこと。技術提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。

・プレゼンテーションは、選定委員が技術提案内容を把握しやすいように努めること。

⑥ 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（HDMI ケーブル含む）を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各参加者が用意すること。

⑦ その他

非公開で実施する。

説明は技術提案書に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

提案者名が特定されるような名称及びマーク等の記載又は発言は認めない。

オ) 技術評価審査

技術の評価においては、参加者が提出した技術提案内容に対して評価項目及び配点表に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

評価項目及び配点表は、次のとおりとする。

表 4-1 評価項目及び配点表

分類	様式番号	項目	配点	評価の視点	提案書枚数
1-1 企業・配置予定技術者実績 (17点)	様式番号 IV-1	① 設計企業	4	1. 口径500mm以上の管路の開削工法による設計実績は十分か。 2. シールド工法の設計実績は十分か。	
	様式番号 IV-2	② 建設企業	6	1. 口径500mm以上の管路の開削工法による施工実績は十分か。 2. シールド工法の施工実績は十分か。 3. 管路DBの施工実績(施工中を含む)があるか。	
	様式番号 IV-3	③ 地元企業	2	1. 口径300mm以上の管路の開削工法による施工実績は十分か。	
	様式任意	④ 設計企業	1	1. 協会や地方自治体のSDGs登録や認証を受けているか。	
	様式任意	⑤ 建設企業	1	1. 協会や地方自治体のSDGs登録や認証を受けているか。	
	様式番号 IV-4	⑥ 配置予定技術者	3	1. 配置技術者は水道管布設工事等の業務実績が十分か。	
1-2 業務計画に関する提案 (10点)	様式番号 IV-5	① 業務実施方針	4	1. 本業務の業務フロー上における重要事項が指摘されているか。 2. 確実に業務を遂行するための提案がなされているか。	2枚以内
	様式番号 IV-6	② 業務実施体制	6	1. 参加者の各構成企業の役割分担は明確か。 2. 実施体制、配置人員は十分か。 3. 発注者との連絡体制は十分か。	2枚以内
1-3 設計・施工・工期等に関する提案 (42点)	様式番号 IV-7	① 調査・設計計画	12	1. 今回必要な各調査の調査計画及び調査内容の考え方は十分か。 2. 耐震性、施工性、維持管理性等に配慮した設計計画となっているか。 3. 設計図、数量計算、工事費積算等の照査方法に具体性があるか。 4. 第三者機関との協議、調整を円滑に進めるための方法は具体的かつ効果的か。	2枚以内 (図面は5枚以内)
	様式番号 IV-8	② 施工計画	15	1. 事故に対する安全管理対策、安全管理体制は具体的で実現可能か。 2. 地域的特徴を考慮した施工計画となっているか。 3. 交通障害、近隣住民等への影響要因の想定及びその対策は具体的か。 4. 施工品質(非開削工の精度確保等)の管理方法は具体的かつ効果的か。 5. 施工中に事故や災害等の緊急事態が発生した場合の対応方法は具体的か。	3枚以内 (図面は10枚以内)
	様式番号 IV-9	③ 工期の確実性	12	1. 工程表において、準備から完成までの各工種が工期内に網羅されているか。 2. 工期の算定根拠は明確かつ具体的か。 3. 工程管理方法は具体的かつ効果的か。 4. 業務の進捗が遅れた場合の対応策は具体的かつ効果的か。	2枚以内 (工程表は2枚以内)
	様式番号 IV-10	④ 負担軽減	3	1. 職員の負担軽減、職員の技術向上に資する提案はあるか。	1枚以内
1-4 環境配慮に関する提案 (9点)	様式番号 IV-11	① 環境対策	9	1. 建設副産物の処分・軽減で評価できる提案はあるか。 2. 騒音、振動への影響要因の想定及びその対策は具体的か。 3. その他、評価できる提案はあるか。	2枚以内
1-5 地域貢献に関する提案 (6点)	様式番号 IV-12	① 地域経済	3	1. 地域経済に対する経済効果があるか。	2枚以内
		② 地域貢献	3	1. 地域社会や住民に対する貢献で評価できる提案はあるか。	
1-6 課題解決能力 (3点)	様式番号 IV-13	① 事業者の課題解決能力	3	1. 本業務で想定される具体的な課題に対する解決能力が十分か。	1枚以内
1-7 その他提案 (3点)	様式番号 IV-14	① その他	3	1. その他、評価できる提案はあるか。	1枚以内
1. 技術評価点 合計			90		
2 価格評価 (10点)	様式番号 III-3	① 提案価格	10	提案価格を点数化して評価する。	
2. 価格評価点			10		
3. 総合評価点(1+2)			100		

※地元企業が建設企業を兼ねる場合は1-1③の点数を②の1「口径500mm以上の管路の開削工法による設計実績は十分か。」と同等の点数とする。

2) 得点化方法

ア) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり3段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員別に行う。各参加者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

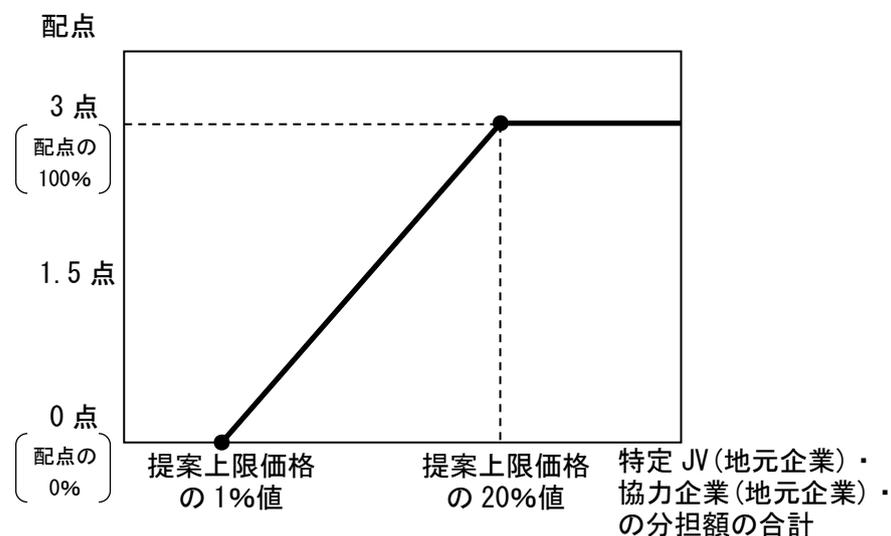
なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	適切である	配点×0.50

技術評価点の地域貢献に関する提案のうち、地域経済に対する経済効果に関する評価は、次の方法により得点化する。

特定JVの地元企業、協力企業（地元企業）の分担額の合計（建設企業が地元企業の場合はその分担額も含む。）が、提案上限価格の20%以上に相当する提案を3点（配点の100%）、提案上限価格の1%以下を0点（配点の0%）として、それらの中間の分担額については直線補間により評価する。

なお、この得点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

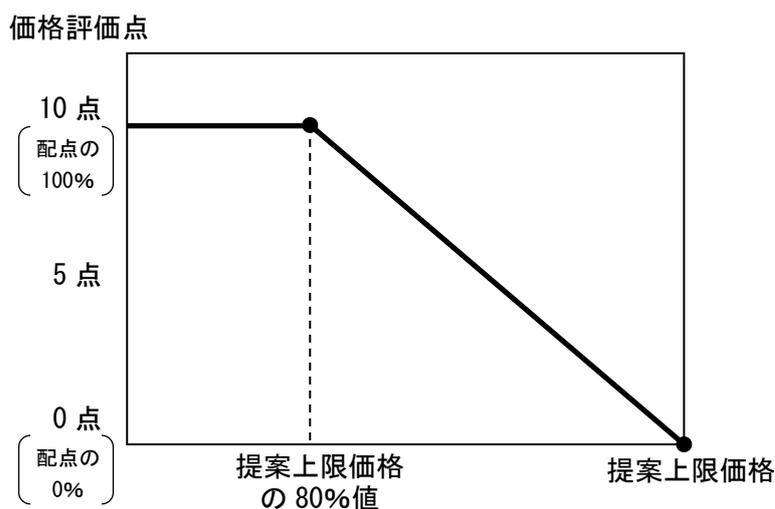


イ) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

提案価格の評価は、提案上限価格の 80%に相当する提案を 10 点（配点の 100%）、提案上限価格と同額の提案を 0 点（配点の 0%）として、それらの中間の提案価格については直線補間により評価する。

なお、価格評価点は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。



4.3 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

1) 総合評価点の算定

各参加者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

2) 最優秀提案者等の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が高同点の場合は、提案価格見積書の金額が最も安価な参加者を最優秀提案者として選定する。価格も同額の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。その際の順番は提出書類の受付順とする。

4.4 受注候補者の決定

岸和田市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の受注候補者に、優秀提案を次点候補者に決定する。

ただし、本事業に対する参加者が 1 者のみであった場合は、受注候補者のみを決定する。このとき、参加者の総合評価点が 60 点以上の場合を受注候補者とし、60 点未満の場合は失格とする。

4.5 審査結果の通知及び公表

岸和田市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、参加者に対して書面にて通知するとともに、通知日の翌営業日に岸和田市ホームページで公表する。受注候補者と次点候補者への書面通知には、受注候補者であること若しくは、次点候補者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各参加者の総合評価点の算定結果は公表するが、受注候補者の代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の参加者は代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。

公表内容は以下のとおりである。

- ・ 受注候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由
- ・ 受注候補者以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順で表記する。

※総合点は点数順で表記する。ただし、対象者が1者の場合は公表しない。

なお、2位以下は名称と総合点は別項とし、関連付けしない。

- ・ 選定委員の所属及び役職名
- ・ 外部有識者から意見聴取した場合は、外部有識者の所属、役職名及び氏名、意見

なお、受注候補者にならなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に岸和田市へ説明を求めることができる。なお、この請求は書面によるものとする。